

## 高梁市ホームページ広告掲載取扱要領（内規）

（平成26年9月18日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、高梁市広告掲載要綱（平成26年高梁市告示第120号。以下「要綱」という。）に基づき、高梁市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「広告」とは、市ホームページに記載する画像のうち、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（広告掲載の基準）

第3条 要綱第3条第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 市の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをするおそれがあるもの

2 広告を掲載しようとする者は、その指定するリンク先のホームページの内容について、前項及び要綱第3条に規定する基準を満たさなければならない。

（広告掲載の規格及び位置）

第4条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像表示 サイズ縦50ピクセル横160ピクセル
- (2) 画像形式 GIF又はJPEGとする。ただし、アニメーションGIFなどの動きのあるものは不可とする。
- (3) 画像容量 10キロバイト以下

2 広告枠の位置は、市ホームページのトップページの中から市長が定める。

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額1万円とする。ただし、私企業又は事業を営む個人であって、市内に事業所、事務所等を有する者の広告掲載料は、1回に限り2箇月分を無料とする。

2 国、地方公共団体、及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は市長が特別

な理由があると認めるときは、広告掲載料を減免することができるものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載は、原則として月の初日からその月の末日までとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、市ホームページ、広報紙その他市の広報媒体を利用して行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、前項の規定の例により随時募集する。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、高梁市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添付して、市長に申込みものとする。

2 広告の申込みは、1人の申込者に対し市ホームページのトップページ1枠とする。

3 第1項の場合において、市長は申込者に対し、掲載を希望する広告の内容に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査及び決定等)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、高梁市ホームページ広告掲載承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、掲載の可否について疑義を生じた場合は、要綱第7条に規定する高梁市広告審査委員会による審査を経るものとする。

3 市長は、申込者が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体の広告

(2) 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 私企業又は事業を営む個人であって、市内に事業所、事務所等を有する者の広告(前号に掲げるものを除く。)

(5) 私企業又は事業を営む個人であって、市内に事業所、事務所等を有しない者の広告(第3号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の場合において、順序の同じ申込者があるときは、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

5 前2項の規定によっても、決定しないものについては、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出等)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに記録媒体により、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容若しくはリンク先が、法令に違反し、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告原稿の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 第11条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

3 前項の場合において、既に納付された広告掲載料は返還しないものとする。

(広告等の変更)

第13条 広告主は、1月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、高梁市ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。

- 3 第9条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに高梁市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（広告掲載の取下げの申出）

第14条 広告主は、所定の高梁市ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第4号）の提出により、市ホームページへの広告掲載の取下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既に納付された広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告掲載の決定後掲載開始日において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において1箇月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 次の各号に掲げる理由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担におい

て解決しなければならない。

4 広告主は、第9条第1項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年9月18日から施行する。

高梁市ホームページ広告掲載申込書

高 梁 市 長 様

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

高梁市ホームページに広告を掲載したいので、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みにあつては、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を順守します。

記

1. リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL http://

2. 広告の内容

(1) 掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること）

年 月 ～ 年 月

(2) 広告（バナー画像）の内容（広告の内容案を下記に記入。別紙でも可。）

様

高梁市長

印

高梁市ホームページ広告掲載承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日付で申し込みのあった高梁市ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領第9条第1項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません。
	理由
掲載期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
掲載料	円（10,000円× カ月）

年 月 日

高梁市ホームページ掲載広告等変更申込書

高 梁 市 長 様

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

高梁市ホームページに広告を変更掲載したいので、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領第13条第2項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

区 分	変 更 後
リンク先アドレス	http://
バナー画像	
掲 載 期 間	年 月 日 (開始希望日) ～ 年 月 日
そ の 他	



年 月 日

高梁市ホームページ広告掲載取下げ申出書

高 梁 市 長 様

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(団体にあつては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

高梁市ホームページの広告掲載を下記のとおり取下げたいので、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領第14条第1項の規定により申し出ます。

なお、広告掲載料については、高梁市ホームページ広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により処理されることを承諾します。

記

1. 掲載している広告

(1) 掲 載 期 間                      年    月    日    ～                      年    月    日

(2) 掲載取下げ希望日              年    月    日

2. 既納の広告掲載料                      \_\_\_\_\_ 円

3. 取下げ理由